

いよいよ大詰め、結局のところ

常設置型としての条例が必要なのか

これまでの意見の中で、必要であるか不要であるかの要素を含む意見

どちらかという必要

- ・自治基本条例に謳われているのであれば実施できるように準備しておく必要がある。す
るとなったときにすぐにできないと意味がない。
- ・個別型では対応が遅れる。
- ・住民投票条例を作った場合は、市政参加への啓発効果が高くなる。
- ・常設型の方が速やかに対応できるが十分な議論がなされない場合がある。常設型でも住
民の話し合いの機会を持つことを規定できるとデメリットは解消でき、住民の市政への
参加意識が高まることが期待できる。
- ・予め条件を定められる常設型が望ましい。
- ・市民の意見が反映されたものが議会で議論されていない。市民の意見を伝えるためにも
常設型の住民投票条例はあった方が良いと感じる。
- ・住民投票は住民が賛成しても議会が反対する場合もある。このことから議会から市民に
対する説明責任が強くなり、議会の能力を高める効果があるといわれる。

どちらかという不要

- ・安易に住民投票を行うと、住民の混乱を招く恐れがあり、慎重に審議する必要がある。
- ・柔軟に対応するとすれば個別型ではないか。
- ・個別の案件に対応して最も適した要件の条例を作る個別型が法律上保障されているの
にあえて常設型の条例を持つべきなのか。
- ・個別型には時間がかかるというデメリットがあるが、この時間に十分な議論ができる。
- ・住民投票はまちを2分化することになりかねない。やらなくて済むのであればそれに越
したことはない。